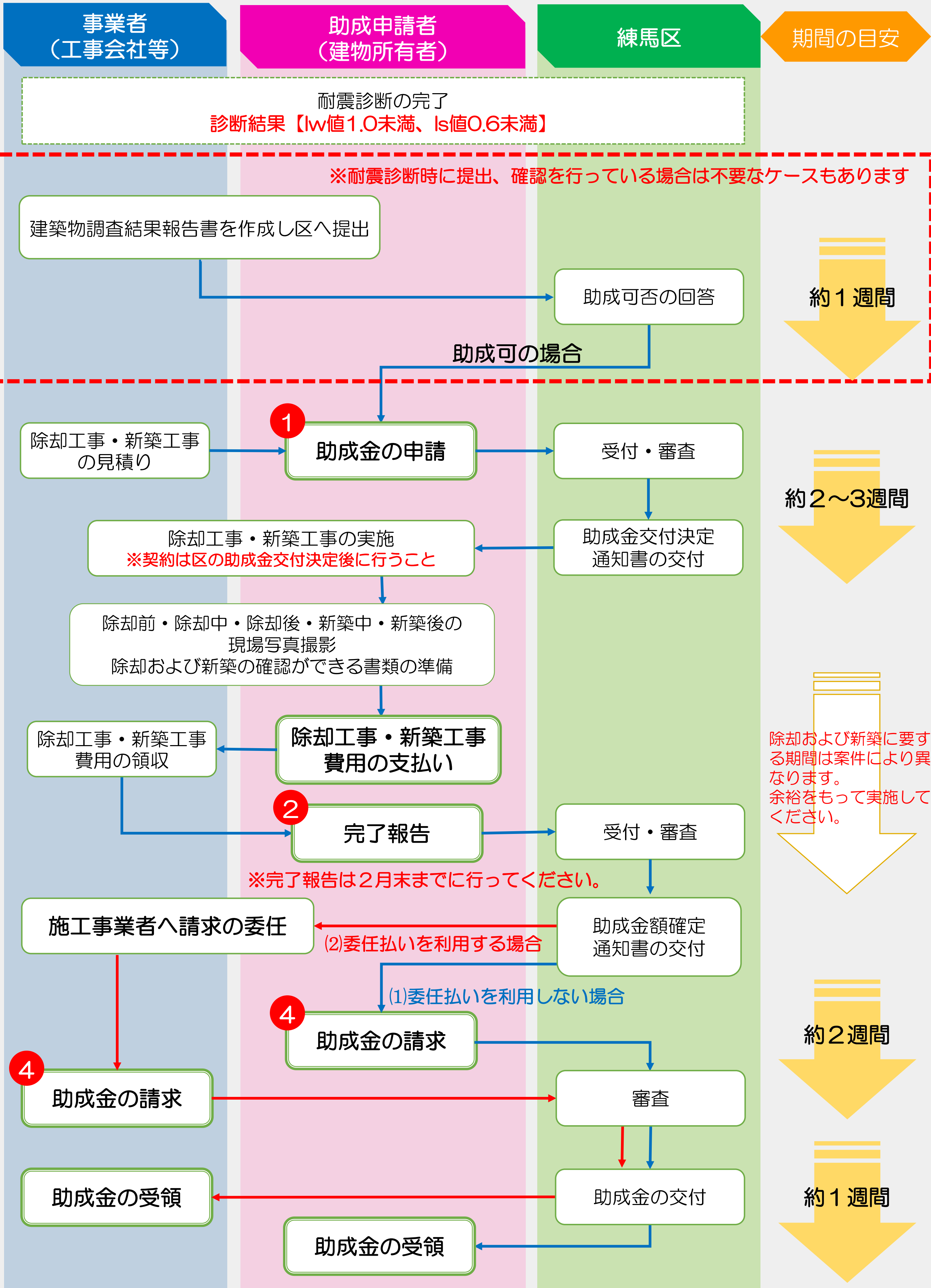


【一般緊急輸送道路沿道建築物】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成の流れ



※上記は一例であり、案件により手続に要する期間等は異なります。

【一般緊急輸送道路沿道建築物】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成の必要書類

①助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
共通	
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	建築物調査結果報告書の写し
<input type="checkbox"/>	建築物の所有者であることを証明する書類
<input type="checkbox"/>	耐震診断報告書の写し
<input type="checkbox"/>	緊急輸送道路沿道建築物の該当が分かる図面（立面図等）
<input type="checkbox"/>	見積書（建替え工事費用の見積り）の写し
<input type="checkbox"/>	納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） ・個人の場合は個人住民税 ・法人の場合は法人住民税 →練馬区に納付している個人は提出不要
該当する場合のみ	
<input type="checkbox"/>	【共有者がいる場合】 ※代表者が申請してください ・共有者が確認できる書類 ・共有者の同意書
<input type="checkbox"/>	【相続等で所有権が移転していない場合】 ・遺産分割協議書 ・相続人全員の同意書 など
<input type="checkbox"/>	【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】 ・念書 ・是正内容を示す図面等
<input type="checkbox"/>	【区分所有者がいる場合】 ・耐震改修工事の実施に関して管理組合の合意を証する書類の写し

【一般緊急輸送道路沿道建築物】建替え（除却工事および新築工事が対象）工事助成の必要書類

②完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業完了実績報告書（第15号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書等（除却工事費用・新築工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し → 原本は返却します ※既存建物所有者または既存建物所有者の2親等以内の親族宛てのもの 【委任払いを利用する場合】 助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等（除却工事費用・新築工事費用の経費を証する書類）の原本および写しの提出も可能
<input type="checkbox"/>	契約書や注文書・請書等（耐震改修工事契約を証する書類）の写し
<input type="checkbox"/>	除却を確認できる書類の写し （建築取毀証明書・滅失登記・閉鎖登記事項証明書）※いずれか1部
<input type="checkbox"/>	除却前、除却中、除却後、新築中、新築後の現場状況が確認できる写真
<input type="checkbox"/>	確認済証・確認申請書（第3・4面）・検査済証の写し
<input type="checkbox"/>	除却後の新築建物が省エネ基準に適合することが分かる書類の写し
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し

③助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	請求書（口座振替依頼欄付）
<input type="checkbox"/>	【委任払いを利用する場合】※1 ・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）

※1 委任払いとは

助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。

この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例) 工事費等300万円、助成金100万円の場合

